

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規則	ページ
○消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則の一部を改正する規則(六・安全・安心まちづくり推進課)……………	1
○秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則(七・農林政策課)……………	1
○秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する規則(八・農地整備課)……………	2
○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(九・港湾空港課)……………	2

規 則

消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県規則第六号

秋田県知事 寺 田 典 城

消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則の一部を改正する規則
消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則(平成十九年秋田県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費生活協同組合法第九十四条第七項の身分を示す証明書の様式を定める規則

本則中「第九十四条第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その」を「第九十四条第七項の」に改め、「示す」の下に「証明書の様式は、」を加え、「証明書を携帯し、関係者

にこれを提示しなければならない」を「その」とする」に改める。別記様式(裏面)中「基いて」と「基ついて」及び「疑い」を「疑い」及び「当該行政庁」と「行政庁」及び「何時でも」を「いつでも」及び「第10条第1項第4号の事業」と「共済事業」及び「事業の健全な運営を確保する」と「業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図る」及び「子会社」と「6

「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者」及び「6

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない

「6 略
7 第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
8 第1項から第5項までの規定による検査の権限は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県規則第七号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

則

秋田県農業研修センター条例施行規則(平成三年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「センターの長(以下「所長」という。)」を「知事」に改める。
第三条第二項中「所長」を「知事」に改め、「あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条第三項中「所長」を「知事」に改める。
第四条第一項中「所長」を「知事」に改め、「その許可を受け」を削り、同条第二項中「所長」を「知事」に改める。
第五条を削り、第六条を第五条とする。
第十条中「所長が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。
第十条を第十一条とする。

第九条中「知事の承認を受けなければ」を「これを知事に提出しなければ」に改め、同条を第十条とする。
第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(使用の許可等の事務の委任)
第六条 次に掲げる事務(本館に係るものに限る。)をセンターの長(以下「所長」という。)に委任する。
一 条例第二条の規定による使用の許可
二 条例第三条の規定による使用の許可の取消し等
三 第二条第二項の規定による使用時間の変更
四 第三条第二項及び第三項の規定による休業日の設定等
五 第四条第一項の規定による申請書の受理
(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第七条 条例第七条の規定によりセンター(本館を除く。以下この条及び第十一条第二項において同じ。)の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の生態系公園の使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における生態系公園の使用

指定管理者に管理を行わせる場合における生態系公園の使用

についての第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

別表中「第六条」を「第五条」に改め、同表その他の機械器具の項中「所長」を「知事」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県農業研修センター条例施行規則第七条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第十一条第二項の規定による秋田県農業研修センター（本館を除く。）の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八号

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則（昭和五十二年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「一月一日」を「三月三十一日」に改め、同条第二号中「四月三十日」を「五月一日」に改め、同条第四号中「九月三十日」を「九月十一日」に改める。

第八条第一項中「遠方操作室」を「管理棟」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情がある場合においては、遠隔操作により行うことができる。

第十三条中「の各号」を削り、同条第二号を次のように改める。
二 管理棟
第十三条第五号及び第六号を次のように改める。

五 操作盤
六 操作用ケーブル
第二十條第一項中「防潮水門直上流」を「南部排水機場」に改める。
別表第三中「第十八条」を「第十八条」に改め、同表第一号を次のように改める。

一 秋田発電・工業用水道事務所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定（同表第一号に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中「減免」を「減額」に改め、同項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「平成十三年十月二十九日から平成二十年三月三十一日までの間、」を削り、「に路線を定めて」を「の路線において航空運送事業の用に供する航空機のうち、」に、「により行う航空運送事業の用に供する航空機」を「平成十三年十月二十九日から平成二十一年三月三十一日までの期間に同空港に着陸し、かつ、離陸するもの」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@matsubaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄